



需給状況改善のための指示の実施について（最終報）

当機関は、本日、電気事業法第28条の4第1項に基づき、中部電力供給区域の需給状況改善のため、下記のとおり指示を行いました。

記

1 指示を受けた会員の名称

- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・中部電力株式会社

2 指示をした日時及び指示をした内容

<平成28年9月8日 14時27分>

- ・東京電力パワーグリッドは中部電力に14時30分～20時の間、最大130万kWの電気を供給すること
- ・北陸電力は中部電力に14時30分～20時の間、10万kWの電気を供給すること
- ・関西電力は中部電力に14時30分～20時の間、160万kWの電気を供給すること
- ・中部電力は東京電力パワーグリッド、北陸電力および関西電力から14時30分～20時の間、最大300万kWの電気の供給を受けること

<平成28年9月8日 19時35分>

- ・東京電力パワーグリッドは中部電力に20時～22時の間、100万kWの電気を供給すること
- ・北陸電力は中部電力に20時～22時の間、最大42.5万kWの電気を供給すること
- ・関西電力は中部電力に20時～22時の間、最大140万kWの電気を供給すること
- ・中国電力は中部電力に20時～21時の間、34万kWの電気を供給すること
- ・中部電力は東京電力パワーグリッド、北陸電力、関西電力および中国電力から20時00分～22時の間、最大294万kWの電気の供給を受けること

<平成28年9月8日20時20分>

- ・東京電力パワーグリッドは中部電力に22時～22時30分の間、最大73.5万kWの電気を供給すること
- ・中部電力は東京電力パワーグリッドから22時～22時30分の間、最大73.5万kWの電気の供給を受けること

3 指示をした理由

- ・中部電力供給区域の幸田碧南線1・2号線停止による電源脱落に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため

以上